

セキュリティ基本戦略に基づく取組

平成31年3月現在

基本戦略における課題	これまでの取組	今後の取組
4 情報収集・分析の強化 国内外及びサイバースペースにおける情報収集・分析、関係機関間の情報共有及び外国治安・情報機関等との情報交換を推進するとともに、セキュリティ対策に資する情報の提供を幅広く受けられるよう国民、民間事業者等の協力の促進を図り、大会の安全・円滑な準備及び運営並びに継続性の確保に必要な情報の収集・分析を強化する。 さらに、「セキュリティ情報センター」において、国の関係機関の協力を得て、大会の安全に関する情報を集約し、大会の安全に対する脅威及びリスクの分析・評価を行い、関係機関等に対し必要な情報を随時提供する。	<p>【内閣官房、警察庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成29年7月、セキュリティ情報センターの具体的運営要領を定めるため「セキュリティ情報センターの運営について」を決定し、同センターを警察庁に設置 セキュリティ情報センターでは、平成30年9月に国際会議を開催するなど、国際連携を推進 平成29年12月、「サイバーセキュリティ対処調整センターの構築等について」により、大会のサイバーセキュリティに係る脅威・インシデント情報の収集、提供、インシデント対処に対する支援調整を行うサイバーセキュリティ対処調整センターを、平成30年度末を目途に構築することを決定 サイバーセキュリティ対処調整センターの構築・運用に向け、設備及び情報共有システムを設計 海外治安情報機関との情報交換及び国内のテロ等重大事案の兆候把握のための諸活動を通じた情報収集・分析を推進 このほか、国内外の関係機関との更なる連携強化及び情報活用を推進 「国際テロ情報収集ユニット」等の関係要員の更なる増員、海外における情報収集活動に関する研修の充実、現地における情報収集活動をより安全かつ効果的に行うための専用インフラの整備等を推進 平成30年8月に「国際テロ情報収集室」に設置された「国際テロ対策等情報共有センター」の活用を推進 重点調査対象（特に脅威度の高い団体・個人として選定したもの）への動向調査を実施 入国APIの報告時期を前倒し 通関検査の強化のため、出国旅客に係るPNRの報告を制度化（平成29年6月より実施） 調査活動の人的・物的基盤を整備 CIQの人的・物的体制を充実・強化 平成29年6月に国際組織犯罪防止条約を実施するための国内法が国会で可決成立し、同年7月に同条約を締結するとともに、条約の内容を補足する議定書である人身取引議定書、密入国議定書も同時に締結 国際郵便物の事前電子情報を活用（平成29年10月より実施） 	<ul style="list-style-type: none"> セキュリティ情報センターを運用 セキュリティ情報センターの体制を強化 サイバーセキュリティ対処調整センターの構築・運用及び大会に向けた演習・訓練等を実施 G20（金融・世界経済に関する首脳会合）、ラグビーワールドカップ2019等において、サイバーセキュリティ対処調整センター及び情報共有システムを運用し、運用体制等を確認し、改善を実施 海外治安情報機関との情報交換及び国内のテロ等重大事案の兆候把握のための諸活動を通じた情報収集・分析を推進 このほか、国内外の関係機関との更なる連携強化及び情報活用を推進 国際テロに關する情報の収集・集約・共有・分析やその強化策を検討し、これを着実に実施 重点調査対象（特に脅威度の高い団体・個人として選定したもの）への動向調査を強化、開催直前期における集中調査を実施 入出国API・入出国PNR及び航空貨物の積荷情報の輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）による電子的報告を原則化（平成31年3月より実施） 航空貨物について積荷情報項目を追加（平成31年3月より実施） 調査活動の人的・物的基盤を整備 CIQの人的・物的体制の整備を推進 国際郵便物の事前電子情報を活用
5 主な対策 (1) 競技会場等の安全の確保 競技会場及び選手村、メディアセンター等の重要非競技会場（以下単に「会場」という。）の安全を確保するため、大会組織委員会、会場所有者等と緊密に連携し、周辺の海上・沿岸警備、上空等における警戒監視、重要無線の電波監視等を含め、会場の警戒警備を強化する。特に大会期間中は会場に多くの人や物が入り込むことから、入場資格のない者や危険物が会場に入るなどを防ぐため、審査・点検の厳格化を図る。 (2) アスリート、観客等の安全安心の確保 アスリート、観客等が安心して大会を楽しむことができるよう、大会組織委員会及び関係事業者と緊密に連携し、犯罪・事故の防止及び万一緊急事態が発生した際の被害最小化のための各種施策を推進する。その際、障がい者・外国人にも十分な配慮を行うとともに、適時適切な情報提供に努める。 また、要人の安全の確保にも万全を期す。	<p>【警察庁、消防庁、海上保安庁等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成30年10月に東京大会に向けたサイバーアクセス共同対処訓練を大会組織委員会、電力・鉄道事業者等と実施するなど、サイバーアクセスの発生を想定した事業者等との共同対処訓練を実施 平成30年7月、東京湾内において、警視庁、海上保安庁及び事業者が連携したテロ対処合同訓練を実施するなど、官民が連携した各種訓練を実施 平成30年11月、東京スタジアムにおいて、東京都、警視庁、東京消防庁、大会組織委員会、調布市が連携したテロ対策合同訓練を実施。また、霞ヶ関カンツリー倶楽部及び富士スピードウェイにおいても、官民が連携したテロ対策合同訓練を実施 平成31年2月、海上・臨海部テロ対策協議会における機上訓練を実施 このほか、官民連携ネットワークの構築や同ネットワークに基づく各種訓練の実施、海上・臨海部テロ対策協議会の開催等による官民一体となったテロ対策を推進 警備計画等の策定に向けた競技会場等予定地の実地踏査、施設管理者との協議等を実施 海域の特性に応じた警戒要領を策定 大規模海難発生への対応に係る関係機関との連携を強化 船艇・航空機の支援を推進 職員への支援・署さ対策を推進 小型測量船を就役させたほか、海域の詳細データを収集、整理するとともに、警備用参考図を作成・更新 競技会場周辺の重要無線に対する混信妨害対策や不法無線局探査のための電波監視設備を配備 110番通報受付時における第三者通話システムの活用を推進 スマートフォン等を使用した音声以外で緊急通報が行える全国一律の携帯電話用110番サイトシステムの整備を検討 平成29年4月から全国の消防本部に多言語音声翻訳アプリ「救急ボイストラ」を提供開始し、活用推進を依頼 全消防本部において、電話通訳センターを介した三者間同時通訳による119番通報時等の多言語対応の取組を促進 スマートフォン等を利用した音声以外の119番緊急通報手段の導入・普及を促進 平成30年3月に施設関係者がデジタルサイネージやスマートフォンアプリ等を活用し、避難誘導等の多言語化や文字等による視覚化などを行うためのガイドライン（外国人来訪者や障害者等が利用する施設における災害情報の伝達及び避難誘導に関するガイドライン）をとりまとめ、公表 また、平成30年10月に当該ガイドラインを分かりやすく解説したリーフレットを作成し、全国の消防本部等を通じて駅、空港、競技場、旅館、ホテル等に周知することで、火災や地震発生時に当該施設における外国人旅行者が円滑に避難できるような自衛消防体制の整備を推進 飲食事業者向け食品防護ガイドライン及び教育支援ツールを作成 食品防護ガイドライン等を用い、東京大会で飲食提供を行う飲食事業者に対する助言を実施 競技会場等の周辺海空域における警戒監視要領を検討 	<ul style="list-style-type: none"> 各種部隊の実戦的訓練及びサイバーアクセスの発生を想定した事業者等との共同対処訓練を実施 不法ドローン対策として、関係機関が連携し、事前広報や競技会場におけるドローンの持込・飛行禁止措置、各種資機材を活用した対策等を推進 競技会場等の実地踏査、施設管理者及び大会組織委員会との調整を踏まえ、警察の警備計画等の策定を行ふとともに、警備措置の課題の抽出・検証を実施 海域の特性に応じた警戒要領を策定 官民連携ネットワークの構築や同ネットワークに基づく各種訓練の実施、海上・臨海部テロ対策協議会の開催や同協議会における実動訓練等、官民一体となったテロ対策を推進 大規模海難対策訓練を実施 船艇・航空機の支援を推進 職員への支援・署さ対策を推進 海域の詳細データを収集、整理するとともに、警備用参考図を作成・更新 競技会場周辺の重要無線に対する混信妨害対策や不法無線局探査のための電波監視を実施 110番通報受付時における第三者通話システムの一層の活用を推進 スマートフォン等を使用した音声以外で緊急通報が行える全国一律の携帯電話用110番サイトシステムの整備を推進 警察官と外国人との会話を支援する多言語翻訳機能を有する資機材の整備を推進 訪日外国人のための救急車利用ガイドの言語追加や、関係府省庁と連携したガイドの周知方法等について検討 全消防本部において、電話通訳センターを介した三者間同時通訳による119番通報時等の多言語対応の取組を促進 「救急ボイストラ」の一層の普及を促進 スマートフォン等を利用した音声以外の119番緊急通報手段の導入・普及を促進 外国人来訪者や障害者等が利用する施設における災害情報の伝達及び避難誘導に関するガイドラインを普及・推進 食品防護ガイドライン等を用い、東京大会で飲食提供を行う飲食事業者に対する助言を実施 ラグビーワールドカップ2019においても飲食事業者による食品防護対策を進め、得られた知見を東京大会における食品防護対策に活用 競技会場等の周辺海空域における警戒監視要領を策定

セキュリティ基本戦略に基づく取組

平成31年3月現在

基本戦略における課題	これまでの取組	今後の取組
(3) 重要サービスの継続性確保 大会の安全・円滑な準備及び運営並びに継続性を確保するため、大会運営に影響を与える可能性のある重要サービス事業者等及び大会組織委員会と緊密に連携し、サイバー攻撃を含むテロ等人为的な攻撃、自然災害及び機器障害等に対する耐性の向上、代替手段の確保、迅速な復旧の確立など、大会運営に支障を来さないための諸対策を促進する。	<p>【内閣官房等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 重要サービス事業者等(東京23区)を対象とする第1回リスクアセスメントに基づいた対策を促進、実施結果及び2012年ロンドン大会のサイバーセキュリティ責任者らの助言を踏まえ、リスクアセスメントに係る手順書を改訂 重要サービス事業者等(東京都及び近郊県)を対象とする第2回リスクアセスメントの実施を依頼、NISCにおいて131の事業者から実施結果を受領の上、同評価に基づく対策を促進 重要サービス事業者等(東京都、近郊県及び地方競技会場)を対象とする第3回リスクアセスメントの実施を依頼、各事業者から提出された実施結果について、重要サービス分野内及び重要サービスを分野横断的に分析し、各事業者へフィードバックを実施 競技会場に提供されるサービスの重要度に応じて対象事業者等を選定の上、サイバーセキュリティ対策の実施状況をNISCが検証する横断的リスクアセスメントについて、第1回として、電力、通信、水道、鉄道、放送等から5者程度を対象に実地検証、全重要サービス分野から20者程度を対象に書面検証を実施 サイバーセキュリティワーキングチーム等における検討を更に進め、情報共有・対処体制に関する基本的な方針を拡充 平成29年12月、「サイバーセキュリティ対処調整センターの構築等について」により、大会のサイバーセキュリティに係る脅威・インシデント情報の収集、提供、インシデント対処に対する支援調整を行うサイバーセキュリティ対処調整センターを、平成30年度末を目指して構築することを決定(再掲) サイバーセキュリティ対処調整センターの構築・運用に向け、設備及び情報共有システムを設計(再掲) 国土強靭化基本計画に基づく対策の推進 電力、鉄道、通信、ガス、水道等、重要サービスにつき、大会運営に支障を来さないために講じている諸対策を確認 競技会場等について、電源の多重化、通信の冗長化措置等が確実にとられていることを確認 平成30年10月に東京大会に向けたサイバー攻撃共同対処訓練を大会組織委員会、電力・鉄道事業者等と実施するなど、サイバー攻撃の発生を想定した事業者等との共同対処訓練を実施(再掲) 	<ul style="list-style-type: none"> 対象エリアや対象分野を拡大し、重要サービス事業者等に対する継続的なリスクアセスメントを実施し、各事業者によるリスク対応を促進 サイバーセキュリティ対処調整センターの構築・運用及び大会に向けた演習・訓練等を実施(再掲) G20(金融・世界経済に関する首脳会合)、ラグビーワールドカップ2019等において、サイバーセキュリティ対処調整センター及び情報共有システムを運用し、運用体制等を確認し、改善を実施(再掲) 国土強靭化基本計画に基づく対策を推進 競技会場等について、電源の多重化、通信の冗長化措置等が確実にとられていることを、引き続き確認
(4) 水際対策の強化 我が国への人や物の流れの大幅な増加が予想される大会前及び大会期間中におけるテロリスト等の入国、テロ関連物資の国内流入を阻止するため、水際関係機関間の情報共有や連携を強化するとともに、水際対策に資する事前情報の収集や分析の高度化を推進し、情報に基づく迅速・確實な手配を行うほか、国際空海港における入国審査・税関検査の厳格化及び警戒監視の強化のために必要な人的・物的体制の整備を推進する。	<p>【内閣官房、警察庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国土交通省、海上保安庁等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「国際テロ情報収集ユニット」等の関係要員の更なる増員、海外における情報収集活動に関する研修の充実、現地における情報収集活動をより安全かつ効果的に行うための専用インフラの整備等を推進(再掲) 平成30年8月に「国際テロ情報集約室」に設置された「国際テロ対策等情報共有センター」の活用を推進(再掲) このほか、国内外の関係機関との更なる連携強化及び情報活用を推進 重点調査対象(特に脅威度の高い団体・個人として選定したもの)への動向調査を実施(再掲) 入国情報の報告時期を前倒し(再掲) 通関検査の強化のため、出国旅客に係るPNRの報告を制度化(平成29年6月より実施)(再掲) 国際港湾施設において、制限区域の設定・管理、施設の内外の監視等SOLAS条約等に基づく保安対策の実施、制限区域における出入りを管理する「出入管理情報システム」の導入を促進 国際航海船舶において、船舶への出入管理や立入制限区域の管理等SOLAS条約等に基づく保安対策の実施、これら取組に対する外国船舶への寄港国検査(PSC)実施体制の強化、東京MOU関係国間の情報共有を促進 国土交通省や港湾管理者を始め、海上保安庁や警察等が参加する港湾保安設備の合同点検を実施 国際空港において、関係機関による空港施設内の合同点検及び合同訓練を実施 調査活動の人的・物的基盤を整備(再掲) 不正薬物・爆発物探知装置、X線検査装置等の取締・検査機器等の物的体制を整備 このほか、CIQの人的・物的体制を充実・強化(再掲) 平成29年6月に国際組織犯罪防止条約を実施するための国内法が国会で可決成立し、同年7月に同条約を締結するとともに、条約の内容を補足する議定書である人身取引議定書、密入国議定書も同時に締結(再掲) 国際郵便物の事前電子情報を活用(平成29年10月より実施)(再掲) 平成30年7月、東京湾内において、警視庁、海上保安庁及び事業者が連携したテロ対処合同訓練を実施するなど、官民が連携した各種訓練を実施(再掲) 平成31年2月、海上・臨海部テロ対策協議会における机上訓練を実施(再掲) このほか、官民連携ネットワークの構築や同ネットワークに基づく各種訓練の実施、海上・臨海部テロ対策協議会の開催等による官民一体となったテロ対策を推進(再掲) 	<ul style="list-style-type: none"> 国際テロに関する情報の収集・集約・共有・分析やその強化策を検討し、これを着実に実施(再掲) このほか、国内外の関係機関との更なる連携強化及び情報活用を推進(再掲) 重点調査対象(特に脅威度の高い団体・個人として選定したもの)への動向調査を強化、開催直前期における集中調査を実施(再掲) 入出国API・入出国PNR及び航空貨物の積荷情報の輸出入・港湾関連情報処理システム(NACCS)による電子的報告を原則化(平成31年3月より実施)(再掲) 航空貨物について積荷情報項目を追加(平成31年3月より実施)(再掲) 国際港湾施設において、制限区域の設定・管理、施設の内外の監視等SOLAS条約等に基づく保安対策の実施、制限区域における出入りを管理する「出入管理情報システム」の導入を拡大 国際航海船舶において、船舶への出入管理や立入制限区域の管理等SOLAS条約等に基づく保安対策の実施、これら取組に対する外国船舶への寄港国検査(PSC)実施体制及びPSCIによる確認の強化、東京MOU関係国間の情報共有に基づいた効率的、効果的なPSCの実施を促進 国土交通省や港湾管理者を始め、海上保安庁や警察等が参加する港湾保安設備の合同点検を実施 国際空港において、関係機関による空港施設内の合同点検及び合同訓練を実施 クルーズ船の保安対策について、関係者で連携した追加措置について検討 調査活動の人的・物的基盤を整備(再掲) 引き続き、取締・検査機器の適正配備及び有効活用等による物的体制を充実・強化 このほか、CIQの人的・物的体制を充実・強化(再掲) 国際郵便物の事前電子情報を活用(再掲) 官民連携ネットワークの構築や同ネットワークに基づく各種訓練の実施、海上・臨海部テロ対策協議会の開催や同協議会における実動訓練等、官民一体となったテロ対策を推進(再掲) ビザのオンライン申請と電子ビザ(ビザシールの廃止)の発行を可能とする「次世代査証発給・渡航認証管理システム」を2020年4月から導入すべくシステムを開発

セキュリティ基本戦略に基づく取組

平成31年3月現在

基本戦略における課題	これまでの取組	今後の取組
(5) 重要施設、ソフトターゲット等の警戒警備の強化 政府関連施設、在外公館、原子力関連施設等の重要な施設の警戒警備を強化する。また、宿泊施設、空港・港湾・鉄道駅を含む公共交通施設、大規模集客施設等の施設管理者・事業者等と緊密に連携し、自主警備態勢の強化を促進するとともに、各施設の保安対策を強化・徹底する。	<p>【警察庁、国土交通省、観光庁、海上保安庁、原子力規制庁等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察庁、海上保安庁、防衛省等の関係省庁や事業者等との連携を継続的に強化、共同対処訓練を実施 ・平成30年7月、東京湾内において、警視庁、海上保安庁及び事業者が連携したテロ対処合同訓練を実施するなど、官民が連携した各種訓練を実施(再掲) ・平成30年11月、東京スタジアムにおいて、東京都、警視庁、東京消防庁、大会組織委員会、調布市が連携したテロ対策合同訓練を実施。また、霞ヶ関カンツリー倶楽部及び富士スピードウェイにおいても、官民が連携したテロ対策合同訓練を実施(再掲) ・平成31年2月、海上・臨海部テロ対策協議会における机上訓練を実施(再掲) ・このほか、官民連携ネットワークの構築や同ネットワークに基づく各種訓練の実施、海上・臨海部テロ対策協議会の開催等による官民一体となったテロ対策を推進(再掲) ・レンタカー借受人の身分確認の徹底をレンタカー事業者に働き掛けるなどして、車両突入テロ対策を推進 ・バスター・ミナル等における先進的警備システム導入に向けた実証実験結果について検証・評価 ・空港について、ボディスキャナーや爆発物の自動検知能力を有するX線検査装置など、先進的な保安検査機器の更なる導入を促進、一般区域の警戒強化を目指して、先進的警備システム及び爆発物等検知システムの導入に向けた取組を推進 ・国際港湾施設において、制限区域の設定・管理、施設の内外の監視等SOLAS条約等に基づく保安対策の実施、制限区域における出入りを管理する「出入管理情報システム」の導入を拡大(再掲) ・国際航海船舶において、船舶への出入管理や立入制限区域の管理等SOLAS条約等に基づく保安対策の実施、これら取組に対する外国船舶への寄港国検査(PSC)実施体制の強化、東京MOU関係国間の情報共有を促進)(再掲) ・国土交通省や港湾管理者を始め、海上保安庁や警察等が参加する港湾保安設備の合同点検を実施(再掲) ・鉄道駅について、鉄道駅構内等において防犯カメラを設置、巡回警備を実施 ・東海道新幹線車内殺傷事件等を受けて新幹線において緊急に講ずべき当面の対策を取りまとめ、逐次実施 ・宿泊施設について、宿泊者の身元確認を徹底、住宅宿泊事業法の施行による民泊を適正化 ・警察庁職員による原子力関連施設に対する立入検査を通じた、事業者による防護体制強化を促進 ・平成29年4月の危険性の高い放射性同位元素を扱う事業者に対し防護措置の実施等を義務付ける「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」改正(本年9月施行予定)を踏まえ、その下位法令を整備 ・原子力発電所等に対する内部脅威対策の一つとして、平成29年11月から個人の信頼性確認を開始するとともに、防護措置等を核物質防護検査等により厳格に確認 ・平成30年3月に「原子力施設情報システムセキュリティ対策ガイドライン」を策定、10月に原子力施設の情報システムに対する脅威を事業者へ提示し、原子力発電所等のサイバーセキュリティ対策を強化 ・平成30年11月、国際原子力機関(IAEA)の国際核物質防護諮問サービス(IPPAS)フォローアップミッションを受け入れ、ミッションチームは、「前回のミッション以降、核セキュリティ体制に顕著な改善がみられ、その体制は強固で十分に確立されており、改正核物質防護条約の基本原則に従ったものである。」との見解を提示 ・平成31年2月、東南アジア6カ国よりソフトターゲット・テロ対策を担当する政府関係者を招へいし、テロ対策ワークショップを実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・警察庁、海上保安庁、防衛省等の関係省庁や事業者等との連携を継続的に強化、共同対処訓練を実施 ・官民連携ネットワークの構築や同ネットワークに基づく各種訓練の実施、海上・臨海部テロ対策協議会の開催や同協議会における実動訓練等、官民一体となったテロ対策を推進(再掲) ・レンタカー借受人の身分確認の徹底をレンタカー事業者に働き掛けるなどして、車両突入テロ対策を推進 ・バスター・ミナル等における先進的警備システム導入に向けた実証実験結果について検証・評価 ・空港について、ボディスキャナーや爆発物の自動検知能力を有するX線検査装置など、先進的な保安検査機器の更なる導入を促進、一般区域の警戒強化を目指して、先進的警備システム及び爆発物等検知システムの導入に向けた取組を推進 ・国際港湾施設において、制限区域の設定・管理、施設の内外の監視等SOLAS条約等に基づく保安対策の実施、制限区域における出入りを管理する「出入管理情報システム」の導入を拡大(再掲) ・国際航海船舶において、船舶への出入管理や立入制限区域の管理等SOLAS条約等に基づく保安対策の実施、これら取組に対する外国船舶への寄港国検査(PSC)実施体制及びPSCによる確認の強化、東京MOU関係国間の情報共有に基づいた効率的、効果的なPSCの実施を促進(再掲) ・国土交通省や港湾管理者を始め、海上保安庁や警察等が参加する港湾保安設備の合同点検を実施(再掲) ・クルーズ船の保安対策について、関係者で連携した追加措置について検討(再掲) ・鉄道について、警戒強化対象駅・路線の選定、警戒強化水準・期間の設定、非常時映像伝送システム等の導入拡大、警察官の立哨警備の支援のほか、更なるセキュリティ向上のための追加的措置を検討 ・宿泊施設について、宿泊者の身元確認を徹底、違法民泊施設がテロの温床となることのないよう関係機関が連携した取締りを強化 ・ラストマイルにおける歩行者保護の観点から、観客が滞留するおそれがある主要交差点等について、防護柵(ガードレール)、ボラードを設置 ・車両突入テロに對処するため、車両を強制的に停止させるための車両突入テロ対策用資機材を整備 ・警察庁職員による原子力関連施設に対する立入検査等を通じて、事業者による防護体制強化を促進 ・危険性の高い放射性同位元素に対する防護措置の導入に向けた、事業者に対する周知を行うとともに、本年9月の施行後、立入検査により防護措置の対応状況を確認 ・試験研究用等原子炉等に対する個人の信頼性確認制度を導入 ・個人の信頼性確認、サイバーセキュリティ対策を含めた防護措置等を、引き続き核物質防護検査等により厳格に確認 ・原子力規制庁と事業者・関係機関の連携強化のための核物質防護訓練を実施
(6) テロリストに武器等を入手させないための取組の強化 銃砲や火薬類を取り扱う個人や事業者に対する各種法律に基づく規制や指導を徹底する。また、爆発物原料、毒劇物、病原体・毒素、放射性物質等の取扱事業者等に対して、保管・管理の徹底等の指導を強化するほか、取扱施設に対する立入検査等の徹底を図る。さらに、爆発物の原料となり得る化学物質の販売事業者に対しては、不審な購入者に関する通販や販売時における本人確認の徹底等の働きかけを強化する。	<p>【警察庁、厚生労働省、経済産業省等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・猟銃等講習会、保管状況を確認するための立入検査等を通じ、猟銃等の所持者等に対して、猟銃等の適正管理の基本について指導 ・爆発物の原料を販売する事業者等がとるべき措置について、関係省庁(厚生労働省、経済産業省、農林水産省、文部科学省)を通じ、都道府県関係部局及び関係事業者団体による周知・徹底を推進 ・警察において、爆発物の原料となり得る化学物質を販売する事業者に対する個別訪問を行い、不審情報の通報及び通報体制を確立、販売時における本人確認及び使用目的の確認等を継続的に要請するとともに、従業員に対して不審購入者の来店等を想定した体験型の訓練を実施。これらの化学物質を管理する学校等に対しても、同様に個別訪問を行い、定期的な数量確認と簿冊等による確実な管理、施設設備のある保管場所への保管等を継続的に要請 ・化学剤(化学兵器原料)の管理については、化学兵器禁止法の規制に基づく、厳格な許可制の運用、全許可事業者への立入検査等を実施 ・要人訪日時等の機会に隨時、化学剤(化学兵器原料)の取扱事業者、病原性微生物・毒素取扱事業者に対する厳格な保管・管理の徹底等を要請 ・毒物・劇物を保有し又は取り扱う事業者に対し、保管、流通等における盗難防止対策の徹底、不審者への販売自粛と警察への通報、爆発物の原料となり得る化学物質の販売における本人確認及び使用目的の確認の徹底、譲渡手続の遵守等、適正な管理を実施するよう指導 ・感染症法に基づく病原体等の所持、運搬、輸入等に関する規制のほか、国が特定病原体等所持者の施設等に対する立入検査を行うなど病原微生物等の適正な管理体制を確立・徹底 ・宿泊施設の宿泊者の身元確認を徹底、違法民泊施設の取締りを推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・猟銃等講習会、保管状況を確認するための立入検査等を通じ、猟銃等の所持者等に対して、猟銃等の適正管理の基本について指導 ・爆発物の原料を販売する事業者等がとるべき措置について、関係省庁(厚生労働省、経済産業省、農林水産省、文部科学省)を通じ、都道府県関係部局及び関係事業者団体による周知・徹底を推進 ・化学兵器禁止法の規制対象事業者に対して、保管・管理の徹底等の通知を发出 ・病原性微生物・毒素取扱事業者に対して、保管・管理の徹底の通知を发出 ・毒物・劇物を保有し又は取り扱う事業者に対し、保管、流通等における盗難防止対策の徹底、不審者への販売自粛と警察への通報、爆発物の原料となり得る化学物質の販売における本人確認及び使用目的の確認の徹底、譲渡手続の遵守等、適正な管理を実施するよう指導 ・感染症法に基づく病原体等の所持、運搬、輸入等に関する規制のほか、国が特定病原体等所持者の施設等に対する立入検査を行うなど病原微生物等の適正な管理体制を確立・徹底 ・宿泊施設の宿泊者の身元確認を徹底、違法民泊施設がテロの温床となることのないよう関係機関が連携した取締りを強化

セキュリティ基本戦略に基づく取組

平成31年3月現在

基本戦略における課題	これまでの取組	今後の取組
(7) サイバーセキュリティ対策の強化	<p>【内閣官房等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重要サービス事業者等(東京23区)を対象とする第1回リスクアセスメントに基づいた対策を促進、実施結果及び2012年ロンドン大会のサイバーセキュリティ責任者らの助言を踏まえ、リスクアセスメントに係る手順書を改訂(再掲) ・重要サービス事業者等(東京都及び近郊県)を対象とする第2回リスクアセスメントの実施を依頼、NISCにおいて131の事業者から実施結果を受領の上、同評価に基づく対策を促進(再掲) ・重要サービス事業者等(東京都及び近郊県及び地方競技会場)を対象とする第3回リスクアセスメントの実施を依頼、各事業者から提出された実施結果について、重要サービス分野内及び重要サービスを分野横断的に分析し、各事業者へフィードバックを実施(再掲) ・競技会場に提供されるサービスの重要度に応じて対象事業者等を選定の上、サイバーセキュリティ対策の実施状況をNISCが検証する横断的リスクアセスメントについて、第1回として、電力、通信、水道、鉄道、放送等から5者程度を対象に実地検証、全重要サービス分野から20者程度を対象に書面検証を実施(再掲) ・サイバーセキュリティワーキングチーム等における検討を更に進め、情報共有・対処体制に関する基本的な方針を拡充(再掲) ・平成29年12月、「サイバーセキュリティ対処調整センターの構築等について」により、大会のサイバーセキュリティに係る脅威・インシデント情報の収集、提供、インシデント対処に対する支援調整を行うサイバーセキュリティ対処調整センターを、平成30年度末を目指して構築することを決定(再掲) ・サイバーセキュリティ対処調整センターの構築・運用に向け、設備及び情報共有システムを設計(再掲) ・官民の多様な主体が相互に連携し、サイバーセキュリティに関する施策の推進に係る協議を行うための協議会を創設する等の措置を講ずるため、「サイバーセキュリティ基本法の一部を改正する法律案」を国会に提出(平成30年12月成立) ・平成30年3月に「原子力施設情報システムセキュリティ対策ガイドライン」を策定、10月に原子力施設の情報システムに対する脅威を事業者へ提示し、原子力発電所等のサイバーセキュリティ対策を強化(再掲) ・平成30年10月に東京大会に向けたサイバー攻撃共同対処訓練を大会組織委員会、電力・鉄道事業者等と実施するなど、サイバー攻撃の発生を想定した事業者等との共同対処訓練を実施(再掲) 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象エリアや対象分野を拡大し、重要サービス事業者等に対する継続的なリスクアセスメントを実施し、各事業者によるリスク対応を促進(再掲) ・サイバーセキュリティ対処調整センターの構築・運用及び大会に向けた演習・訓練等を実施(再掲) ・G20(金融・世界経済に関する首脳会合)、ラグビーワールドカップ2019等において、サイバーセキュリティ対処調整センター及び情報共有システムを運用し、運用体制等を確認し、改善を実施(再掲) ・サイバーセキュリティ対策を含めた防護措置等を、引き続き核物質防護検査等により厳格に確認(再掲) ・「サイバーセキュリティ基本法の一部を改正する法律」を円滑に施行 ・大会組織委員会が維持・管理する情報システムのサイバーセキュリティ対策に協力
(8) 國際連携の強化	<p>【法務省、外務省、警察庁等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年6月に国際組織犯罪防止条約(TOC条約)締結のための国内担保法を整備して、この条約を締結することをはじめ、国際的な枠組みへの参画を更に充実させ、国際社会と連携してテロ、組織犯罪、サイバー攻撃等を未然に防止するとともに、それに対処するための継続的な取組を推進する。また、テロ対策協議やODAを通じ、諸外国におけるテロ対処能力の向上を支援するほか、人的交流の拡充や穏健主義の促進等に向けた連携の強化等により暴力的過激主義対策に積極的に関与する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国内外の関係機関との連携を更に強化

セキュリティ基本戦略に基づく取組

平成31年3月現在

基本戦略における課題	これまでの取組	今後の取組
(9) 自然災害への対応 首都直下地震、台風、豪雨をはじめとする各種自然災害の発生に備え、大会関係施設や周辺の公共交通施設等の防災・減災の取組を推進するほか、災害関連情報発信の強化、障がい者・外国人にも十分配慮した避難誘導体制、救急医療体制の確保等を推進する。	<p>【内閣官房、内閣府、総務省、国土交通省、海上保安庁、消防庁等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災基本計画等に基づく震災対策、風水害対策等を推進するとともに、防災対策について不断に見直し ・平成31年2月、大会期間中の首都直下地震・大規模水害を想定した訓練として、政府の緊急災害対策本部と現地対策本部が連携した図上訓練及び政府における初動対処訓練を実施 ・大会期間中の発災を想定した訓練について検討を推進 ・大規模地震災害等対策訓練(関係機関との連携訓練含む。)を実施 ・第2回防災国民推進大会(仙台)において、ピクトグラム普及・啓発のためのイベントを実施 ・「国と地方・民間の『災害情報ハブ』推進チーム」の作業部会において多言語辞書を作成 ・レアラートを介して提供される情報の視覚化を実証 ・東京湾における一元的な海上交通管制を運用 ・大規模災害における安全かつ効果的な航空機運用の実現のため、D-NET3の共同研究開発を実施 ・国土強靭化基本計画に基づく対策の推進(再掲) 	<ul style="list-style-type: none"> ・各種災害から得られた教訓や防災訓練等の検証を踏まえ、防災対策について不断に見直し ・政府図上訓練を継続実施、訓練を通じて関係機関との連携を推進 ・大規模海難・大規模地震災害等対策訓練を実施 ・訓練の検証や各種災害による教訓を踏まえ、「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」を改定 ・関係機関との連携による地震防災対策を推進 ・様々な機会を捉え、ピクトグラムを普及・啓発 ・多言語辞書の周知・普及に努めるとともに、必要に応じて辞書内容を見直し ・情報の言葉に依らない視覚化に向けた取組を継続実施 ・東京湾における一元的な海上交通管制を運用 ・D-NET3の機能強化として、航空機上の判断能力向上に資する技術の共同研究開発を実施 ・国土強靭化基本計画に基づく対策を推進(再掲)
(10) 緊急事態対処能力の強化 各種事案発生時における関係機関の円滑な連携を確保するための対処計画、現場における情報共有の在り方、テロ等が発生した場合に被害を最小化するための医薬品の備蓄、被害者の救助・搬送、医療提供の在り方等の検討を進める。 また、テロや大規模自然災害等の対処に当たる関係機関の体制・装備資機材を充実強化するとともに、各種事案を想定した共同対処訓練を実施するなど、緊急事態対処能力の強化を図る。	<p>【警察庁、消防庁、厚生労働省、海上保安庁等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・天然痘ワクチン及び化学テロ対策用医薬品を備蓄 ・大会期間中における救急・災害医療体制の構築に関する検討を推進 ・大型除染システム搭載車を全国に21台配備、緊急消防援助隊の特殊災害小隊等を増隊(特殊災害小隊319隊、特殊装備小隊444隊を登録(H30.4.1現在)) ・上記のほか、救助救急・災害対応資機材、警備資機材等を整備するとともに、大会対応のための施設を確保 ・平成29年11月に東京大会及びラグビーワールドカップ2019について消防対策協議会を設置し、競技会場等の警戒体制強化に向けて検討を開始 ・ターニケットの導入に向けた消防職員用カリキュラム及びテキストを策定(平成30年3月)したほか、「NBC災害における緊急消防援助隊運用計画」を策定(平成30年7月)するなど、救助救急体制の強化に向けた検討を推進 ・船艇・航空機の支援を推進(再掲) ・大会開催会場を想定した図上・実動の国民保護共同訓練を3県において実施 ・大規模地震災害等対策訓練(関係機関との連携訓練含む。)を実施(再掲) ・大規模海難発生への対応に係る関係機関との連携を強化(再掲) ・職員への支援・署さ対策を推進(再掲) ・海域の特性に応じた警戒要領を策定(再掲) ・警察庁、海上保安庁、防衛省等の関係省庁や事業者等との連携を継続的に強化、共同対処訓練を実施(再掲) ・平成30年7月、東京湾内において、警視庁、海上保安庁及び事業者が連携したテロ対処合同訓練を実施するなど、官民が連携した各種訓練を実施(再掲) ・平成30年11月、東京スタジアムにおいて、東京都、警視庁、東京消防庁、大会組織委員会、調布市が連携したテロ対策合同訓練を実施。また、霞ヶ関カンツリー倶楽部及び富士スピードウェイにおいても、官民が連携したテロ対策合同訓練を実施(再掲) ・平成31年2月、海上・臨海部テロ対策協議会における机上訓練を実施(再掲) ・このほか、官民連携ネットワークの構築や同ネットワークに基づく各種訓練の実施、海上・臨海部テロ対策協議会の開催等による官民一体となったテロ対策を推進(再掲) 	<ul style="list-style-type: none"> ・天然痘ワクチン、化学テロ対策用医薬品を備蓄 ・大会期間中における救急・災害医療体制の構築に関する検討を推進 ・継続的な特殊災害小隊等の緊急消防援助隊の増隊・強化を推進 ・上記のほか、救助救急・災害対応資機材、警備資機材等を整備するとともに、大会対応のための施設を確保 ・ターニケットの普及に向け消防職員に対する教育を推進するほか、「NBC災害における緊急消防援助隊運用計画」を運用するとともに、消防対策協議会及び警防部会において各競技会場等の警防計画やテロ発生時の警戒体制を策定 ・船艇・航空機の支援を推進(再掲) ・大会開催会場を使用又は想定した国民保護共同訓練を実施 ・競技会場等の実地踏査、施設管理者及び大会組織委員会との調整を踏まえ、警察の警備計画等の策定を行うとともに、警備措置の課題の抽出・検証を実施(再掲) ・大規模海難・大規模地震災害等対策訓練を実施(再掲) ・職員への支援・署さ対策を推進(再掲) ・海域の特性に応じた警戒要領を策定(再掲) ・競技会場や警備計画等の状況を踏まえたNBC対応を検討 ・警察庁、海上保安庁、防衛省等の関係省庁や事業者等との連携を継続的に強化、共同対処訓練を実施(再掲) ・官民連携ネットワークの構築や同ネットワークに基づく各種訓練の実施、海上・臨海部テロ対策協議会の開催や同協議会における実動訓練等、官民一体となったテロ対策を推進(再掲)